

不公正取引に関する課徴金事例集の公表及び インサイダー取引管理態勢の問題点等について

証券取引等監視委員会事務局

取引調査課 課長補佐 森田 哲次

証券取引等監視委員会事務局

取引調査課国際取引等調査室 課長補佐 海野 昌司

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、その職務の遂行に当たっている。その一環として、風説の流布・偽計や相場操縦、インサイダー取引といった不公正取引について事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査（取引調査）を実施しており、その結果、市場の公正を害するような法令違反が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行っている。

今回紹介する「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」（以下「事例集」という。）は、証券監視委が、市場参加者に課徴金制度への理解を深めていただくため、金融商品取引法（以下「法」という。）違反となる不公正取引に関し勧告を行った事案について、事案ごとの特色などの説明を加えて取りまとめ、平成20年以降、毎年公表しているものであり、今回は平成28年7月28日に公表したところである。

不公正取引を未然に防止するための参考としていただけるよう、今回の事例集では、

- （１）インサイダー取引に関しては、平成27年6月から28年5月までに勧告した15事例について、事案の特色及び調査の過程で把握された上場会社におけるインサイダー取引管理態勢の状況等、発生原因などを整理し、
- （２）相場操縦及び風説の流布等に関しては、平成27年6月から28年5月までに勧告した相場操縦11事例、風説の流布等1事例について、事案の特色を整理し、
- （３）さらに、参考資料として、過去にバスケット条項が適用された個別事例（7事例）、判例（インサイダー取引5事例、相場操縦5事例）、審判手続の状況、課徴金制度の説明及び不公正取引規制に関する論文を紹介し、
- （４）また、随所に証券監視委からのメッセージを、グラフや概要図を用いながら、問題点を明確にすべく記載している。

本稿では、平成17年4月の課徴金制度導入以来、平成28年3月末までの勧告件数287件（違反行為者ベース、以下同じ）のうち、インサイダー取引に係る事案が225件と約8割を占めている状況を踏まえ（表1参

（表1）課徴金勧告の件数及び課徴金額（インサイダー取引・相場操縦等）

年度	勧告件数（件）・課徴金額（円）		インサイダー取引		相場操縦等	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0
18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0
19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0
20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000
21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000
22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000
23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000
24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000
25	42	4,608,060,000	32	50,960,000	10	4,557,100,000
26	42	563,342,935	31	38,820,000	11	524,522,935
27	35	191,835,000	22	75,500,000	13	116,335,000
28	3	25,400,000	2	5,750,000	1	19,650,000
合 計	290	5,832,487,935	227	473,950,000	63	5,358,537,935

（注1）「年度」とは当年4月～翌年3月をいう。ただし、平成28年度は当年4月から5月末まで。（以下表2～表5において同じ）

（注2）平成25年度の相場操縦等のうち1件（4,096,050,000円）及び平成27年度の相場操縦等のうち1件（12,240,000円）が偽計。

照)、平成27年度(27年4月～28年3月)に勧告したインサイダー取引事案の特色や、調査の過程で把握された上場会社のインサイダー取引管理態勢の問題点等について説明する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りしておく。

① インサイダー取引に係る課徴金勧告事案の特色

平成27年度のインサイダー取引に係る課徴金勧告の件数は、22件(16事案)であり、前年度の31件(16事案)に比べ減少しているが、その要因としては、前年度は1事案で4件以上の勧告を行ったものが多かったことが挙げられる。

課徴金額合計は7,550万円となり、過去最高水準となった。また、平均課徴金額は343万円(1万円未満四捨五入、以下同じ)となり、平成18年度(447万円)、平成20年度(348万円)に次いで高い水準であり、全体的に課徴金額が大きな事案が増えている。

上記のとおり、違反行為者ベースの勧告件数が減少したとはいえ、勧告に至った事案数そのものは前年度と同様であり、むしろインサイダー取引に係る課徴金額が前年度を大幅に上回っていることを踏ま

えると、依然として、楽観できる状況にはない。

課徴金制度導入後の勧告累計件数、また平成27年度の勧告事案からみられるインサイダー取引の傾向は、以下のとおりである。

(1) 重要事実の状況(表2参照)

平成27年度のインサイダー取引に係る重要事実26件(勧告件数は22件)を重要事実別に分類すると、業績予想等の修正8件、公開買付け等事実、業務提携及び損害の発生が各4件となっており、前年度に比べ公開買付け等事実の割合が減少した反面、業績予想等の修正の割合が大幅に増加していることが特徴として挙げられるが、課徴金制度導入後の勧告に係る重要事実241件(勧告累計件数は225件)のうち公開買付け等事実が64件(26.6%)と重要事実の中で1番多いことには変わりはない。公開買付けは、①当事者である買付企業や対象企業の他にも多くの関係者が関与すること、②当事者間での検討開始から最終的な合意・公表までに相当な時間を要すること、などから他の重要事実に比べてインサイダー取引が行われやすいといわれていることから、今後も引き続き、注視していく必要があるものと考えている。

(注) 本稿においては、公開買付け等事実を重要事実を含めて記載している(以下同じ)。

(表2) 重要事実の状況(平成17年4月の制度導入以降、平成28年5月末までに勧告した全ての事案を年度ごとに集計した上で、各事案においてインサイダー取引の原因となった重要事実別に分類したもの)

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計	28
新株等発行	2	3	3	1	4	6	3	6	10	1	1	40	0
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0
株式分割	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	5	0
剰余金の配当	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
株式交換	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	6	0
合併	0	0	2	1	0	0	0	0	3	0	0	6	0
新製品または新技術の企業化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	2	3	5	0	4	33	1
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	4	0
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	0	0	0	0	0	11	0
新たな事業の開始	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
損害の発生	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	5	0
行政処分等の発生	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0
業績予想等の修正	0	5	3	3	2	1	2	3	6	4	8	37	0
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	1	3	0	0	3	14	0
子会社に関する事実	0	1	0	0	3	0	2	0	2	0	1	9	0
公開買付け等事実	0	0	3	3	13	2	7	5	5	22	4	64	0
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)
合 計	6	11	16	18	38	21	19	22	33	31	26	241	1
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	15	19	32	31	22	225	2

※ 「年度別勧告件数」とは、年度別に違反行為者の数を合算したものである。違反行為者が複数の重要事実を知り(あるいは伝達を受け)違反行為に及んでいる場合があることから、「合計」と「年度別勧告件数」は一致しないことがある

(2) 違反行為者の属性(表3参照)

違反行為者は、会社関係者、公開買付者等関係者(以下、両者を合わせて「会社関係者等」という。)と、会社関係者等から重要事実の伝達を受けた者である第一次情報受領者に大別できる。

平成21年度以降、第一次情報受領者を違反行為者とする勧告件数が、会社関係者等を違反行為者とする勧告件数を上回る状況が続いている。平成27年度においても、勧告件数22件のうち、第一次情報受領者を違反行為者とするものは13件であり、勧告件数

(表3) 違反行為者の属性に係る状況(違反行為者を属性別に分類したもの)

年 度		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計	28
166条違反に係る行為者	会社関係者	4	8	9	14	13	8	2	5	10	5	5	83	1
	発行会社役員	0	1	1	2	4	1	0	1	1	1	1	13	0
	取締役	0	1	1	2	3	1	0	1	1	1	1	12	0
	監査役	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	発行会社社員	4	3	3	4	7	2	1	3	3	2	1	33	0
	執行役員	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	部長等役席者	3	1	3	4	3	1	0	2	0	2	0	19	0
	その他社員	1	2	0	0	4	0	1	1	3	0	1	13	0
	発行会社	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
	契約締結者	0	2	4	8	2	5	1	1	6	2	4	35	1
	第三者割当	0	1	0	0	0	5	0	0	2	0	0	8	0
	業務受託者	0	0	0	6	0	0	1	1	0	1	1	10	0
	業務提携者	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	2	6	1
	その他	0	0	3	2	0	0	0	0	4	1	1	11	0
	第一次情報受領者	0	3	4	2	12	10	6	9	17	4	10	77	1
	取引先	0	0	1	2	2	4	1	6	9	2	0	27	0
	親族	0	0	0	0	6	1	0	1	3	0	0	11	1
	友人・同僚	0	3	0	0	0	4	2	1	3	1	7	21	0
	その他	0	0	3	0	4	1	3	1	2	1	3	18	0
小 計		4	11	13	16	25	18	8	14	27	9	15	160	2
167条違反に係る行為者	公開買付者等関係者	0	0	0	1	4	0	1	0	0	2	1	9	0
	買付者役員	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0
	取締役	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	監査役	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	買付者社員	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	執行役員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	部長等役席者	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	その他社員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	契約締結者	0	0	0	0	3	0	1	0	0	1	1	6	0
	証券会社	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0
	公開買付対象者	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3	0
	役員	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	社員	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0
	その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0
	第一次情報受領者	0	0	3	2	9	2	6	5	5	20	3	55	0
	取引先	0	0	0	2	0	0	3	1	1	9	0	16	0
	親族	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0
	友人・同僚	0	0	3	0	8	1	2	3	4	11	3	35	0
	その他	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0
小 計		0	0	3	3	13	2	7	5	5	22	4	64	0
167条の2違反に係る行為者	情報伝達・取引推奨行為者											3	3	0
	発行会社											2	2	0
	役員											1	1	0
	社員											1	1	0
	契約締結者											0	0	0
	買付者											1	1	0
	役員											0	0	0
	社員											0	0	0
	契約締結者											1	1	0
小 計												3	3	0
第一次情報受領者 合計		0	3	7	4	21	12	12	14	22	24	13	132	1
合 計		4	11	16	19	38	20	15	19	32	31	22	227	2

- ※1 一人の行為者が複数の違反行為を行っていることから、それぞれの違反行為ごとに当該違反行為者の属性を計上している。
- ※2 一人の行為者が複数の重要事実の伝達を受け、それぞれにつき違反行為を行っていることから、違反行為ごとに当該違反行為者の属性を計上している。
- ※3 公開買付者との間で契約締結していた証券会社の社員が違反行為を行っていることから、それぞれの属性を計上している。
- ※4 一人の行為者が複数の立場で違反行為を行っていることから、それぞれの属性を計上している。

全体の6割近くを占めている。さらに、第一次情報受領者の属性を詳細にみると、業務上の取引先とはなっておらず、友人・同僚が10件となっており、友人・同僚の割合は一段と上昇している。

(3) 情報伝達者の属性(表4参照)

平成27年度においては、会社関係者を情報伝達者とする事案が10件あり、そのうち8件では、発行会社の役職員が情報伝達者となっていた状況が認められた。

また、公開買付者等関係者を情報伝達者とする事案が3件あり、その全てで契約締結者等が情報伝達

者となっている。課徴金制度導入以来、契約締結者等が情報伝達者となっているケースが6割を超えていることを踏まえると、契約締結者等との間では守秘義務契約を締結する等、何らかの対応策を早急に検討する必要があるのではないかと考えられる。

なお、平成26年4月に情報伝達・取引推奨規制が導入されており、他人に対して利益を得させる等の目的で情報伝達を行い、当該他人が伝達された重要事実に基づいて取引を行っていたことが判明した3名について情報伝達・取引推奨規制違反による課徴金勧告を行ったところである(制度導入後初)。

(表4) 情報伝達者の属性に係る状況(情報伝達者を属性別に分類したもの)

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計	28
会社関係者(166条)	0	3	4	2	12	10	6	9	17	4	10	77	1
発行会社役員	0	2	0	1	4	2	2	0	3	2	6	22	0
取締役	0	2	0	1	4	2	2	0	3	2	6	22	0
監査役	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発行会社社員	0	0	1	0	5	1	0	2	1	1	2	13	0
執行役員	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0
部長等役席者	0	0	1	0	2	1	0	2	0	0	1	7	0
その他社員	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	4	0
契約締結者	0	1	3	1	3	7	4	7	13	1	2	42	1
引受証券会社	0	0	0	0	0	0	1	6	4	0	0	11	0
業務受託者	0	0	0	1	2	5	2	0	0	0	0	10	0
業務提携者	0	1	3	0	0	2	1	1	1	0	0	9	1
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	8	1	2	12	0
公開買付者等関係者(167条)	0	0	3	2	9	2	6	5	5	20	3	55	0
買付者役員	0	0	1	0	0	1	0	1	0	3	0	6	0
取締役	0	0	1	0	0	1	0	1	0	3	0	6	0
監査役	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
買付者社員	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	0	6	0
執行役員	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
部長等役席者	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0
その他社員	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3	0
契約締結者等	0	0	2	2	7	1	4	4	3	17	3	43	0
証券会社	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0
銀行	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
公開買付対象者	0	0	0	2	3	1	3	3	3	10	0	25	0
役員	0	0	0	2	0	1	1	0	3	5	0	12	0
社員	0	0	0	0	3	0	2	2	0	5	0	12	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
その他	0	0	2	0	2	0	1	1	0	7	3	16	0
合 計	0	3	7	4	21	12	12	14	22	24	13	132	1

※1 一人の情報伝達者が一人の違反行為者に複数の重要事実を伝達していることから、それぞれ伝達した重要事実ごとに情報伝達者の属性を計上している。

※2 公開買付者との間で契約締結していた証券会社の社員が伝達を行っていることから、それぞれの属性を計上している。

(4) 借名口座を用いたインサイダー取引の状況

(表5参照)

インサイダー取引事案では、違反行為の発覚を免れるために、違反行為者が、知人等の証券口座（借名口座）を使って取引を行うといった例が散見され、課徴金制度導入以来の違反行為者222名の約4分の1にあたる57名が、借名口座を用いたインサイダー

取引を行っていた。

証券監視委の調査は、重要事実の公表前にタイミング良く売買している者を対象に調査を行っており、口座名義人のみならず、勤務先等の関係者に対しても幅広い調査を実施しており、他人名義を用いたとしても容易に把握することが可能である。

(表5) 借名取引の状況（違反行為に使用された証券口座の状況を示したもの）

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計	28
自己名義口座	4	8	13	9	28	17	10	15	21	25	15	165	2
他人名義口座	0	3	2	7	7	2	5	3	11	6	3	49	0
自己名義口座と他人名義口座の両方を使用	0	0	1	1	3	1	0	1	0	0	1	8	0
合 計	4	11	16	17	38	20	15	19	32	31	19	222	2

② 上場会社におけるインサイダー取引管理態勢の状況について

インサイダー取引を未然に防止するためには、市場監視当局によるエンフォースメントの強化のみならず、市場に関わる全ての関係者が、それぞれの立場で適切な未然防止態勢を整備していくことが求められている。特に、重要事実の発生源となる上場会社においては、インサイダー取引未然防止のために必要となる規程や態勢を整備し、これを適正に運営していくことが求められている。

証券監視委においては、各種講演や各種広報媒体への寄稿等を通じて、上場会社等に対し、インサイダー取引管理態勢の構築の重要性について注意喚起しているほか、課徴金調査の過程においても、インサイダー取引が行われた上場会社の内部管理態勢等の実態把握に努めることとしており、仮に問題点が認められた場合には、当該上場会社との間で必要な意見交換を行い、問題認識を共有するよう努めている。

(1) 上場会社のインサイダー取引管理態勢の状況等

① インサイダー取引防止規程の整備状況

平成27年度において、インサイダー取引の対象となった上場会社13社を抽出してインサイダー取引防止規程の整備状況を検証したところ、いずれの会社も平成22年に東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）が作成・公表している「内部者取引防止規程事例集」をベースとした関係諸規程が整備されており、「インサイダー

取引の禁止」や「情報伝達等の禁止」等の規定が盛り込まれていることが確認されている。

一方で、

- イ) インサイダー取引防止規程などに違反した場合の罰則・制裁規定が不明確
 - ロ) 契約締結者等との間の情報管理に関する規定が不明確
 - ハ) 子会社の役員を対象とした規定がない
- 等の状況も認められており、当該規程について実効性の観点からは工夫の余地があるものとする。

② 情報管理責任者の配置状況

13社中12社において、情報管理責任者を設置して重要事実を一元的に管理する態勢がとられていたが、経営陣の認識不足により情報管理責任者が設置されていない会社が1社認められた。

また、情報管理責任者が設置されている会社の中でも、どの時点で重要事実を情報管理責任者に報告すべきか明確に定められていない会社が1社認められた。

③ 役職員による自社株取引に関する売買管理態勢の状況

いずれの会社も役職員の自社株売買を事前に把握できる態勢がとられており、事前承認制を採用しているものが8社、事前届出制を採用しているものが5社となっている。

子会社の役職員を申請等の対象としている会社は極めて少ないが、親会社から伝達された未公表の重要事実に基づいて子会社の役職員がインサイダー取引を行った事例が複数認められていることを踏まえると、子会社の役職員であっても一定の

立場にある者の売買状況は管理できるよう態勢を整備しておくことも必要ではないかと思われる。

④研修の実施状況

ほとんどの会社（11社）は、インサイダー取引に関する社内研修を年1回程度実施していたが、上場時以外一度も当該社内研修を行っていない会社が1社認められたほか、新入社員を対象としたもの以外には社内研修等が行われていない会社も複数認められた。

研修の対象範囲や実施方法には大きな差異が認められており、これが役職員によるインサイダー取引を防止できなかった要因の一つにもなっていると考えられることから、社内研修の開催頻度や開催内容については、適時、見直しを行うことが必要ではないかと思われる。

（2）インサイダー取引防止規程の実効性について

上場会社がインサイダー取引防止規程の整備に努めているにもかかわらず、役職員が関与したインサイダー取引が後を絶たない状況にあるが、これは当該防止規程が形式的なものにとどまっており、実効性の観点からは以下のような問題点があることに起因しているのではないかと考えられる。

①役職員がインサイダー取引防止規程に違反した場合の罰則や制裁規定が不明確

役職員がインサイダー取引防止規程に違反した場合の罰則や制裁規定が明確に規定されていたのは13社中わずか3社にとどまっており、ほとんどの会社において、規程に違反した場合の罰則や制裁措置が明確になっていない状況にあり、これが役職員の法令遵守意識の希薄化につながっている可能性がある。

平成27年度においては、上場会社の役員が、その職務に関して知った未公表の重要事実を、友人等に伝達していた事例が6件認められている。インサイダー取引の未然防止に重要な役割を果たすことが期待されている役員が、逆に、情報源となって友人等のインサイダー取引を誘引している状況にあることを踏まえると、特に役員の法令遵守意識が希薄化していることが懸念されるところである。

役職員が関与したインサイダー取引が顕在化していない上場会社においても、同様の問題が存在しないかどうかについて、再点検する等の対応が行われることを期待している。

②契約締結者等との間で情報共有する場合の規定が不明確

外部委託先や代理人など、上場会社と契約を締結している者又は契約締結の交渉をしている者は会社関係者に該当するが、これまでの勧告実績をみると、極めて多くの契約締結者等が違反行為者や情報伝達者となっている状況が認められている。

上場会社においては、これらの者との間の契約の締結・交渉又は履行に関し、未公表の重要事実を伝達することが必要となる場合もあると考えられるが、その場合には、伝達先におけるインサイダー取引を誘引することがないようにするため、契約締結者等に対し、第三者への情報漏洩防止措置等を含む厳正な情報管理を求めることが必要となる。しかしながら、今回抽出した13社のインサイダー取引防止規程をみると、外部に情報伝達する場合を想定した規定（守秘義務契約の締結等）が設けられているのは5社のみであった。

各上場会社においては、こうした点についても再点検していただき、必要に応じて規程の見直し・整備を行っていただくことを期待しているところである。

③子会社の役職員を対象とした規定が整備されていない

上場会社のインサイダー取引防止規程は、自社の役職員のみを対象としたものが大半であり、親会社の防止規程を子会社の役職員に適用することを明記している会社は少ないのが現状であると思われる。

しかしながら、平成27年度においては、親会社から伝達された未公表の重要事実に基づいて、子会社の役職員がインサイダー取引を行っていた事例のほか、当該重要事実を知人に伝達していた事例が複数認められている。

インサイダー取引防止規程をより実効性のあるものとするためには、子会社を含めたグループ会社の役職員を対象とした規程の整備が望ましいと思料されることから、この点についても再点検の対象としていただくことを期待したい。

3 個別事例の概要

前述のように平成27年6月から28年5月までに勧告したインサイダー取引事案は15事例であるが、本節では、平成26年4月に導入された情報伝達・取引推奨規制に違反した者について勧告した事案を紹介する。

その他の事例については、証券監視委ウェブサイトに掲載している事例集本体をご覧ください。
<http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20160728/01.pdf>

[事案の概要・特徴]

1 概要

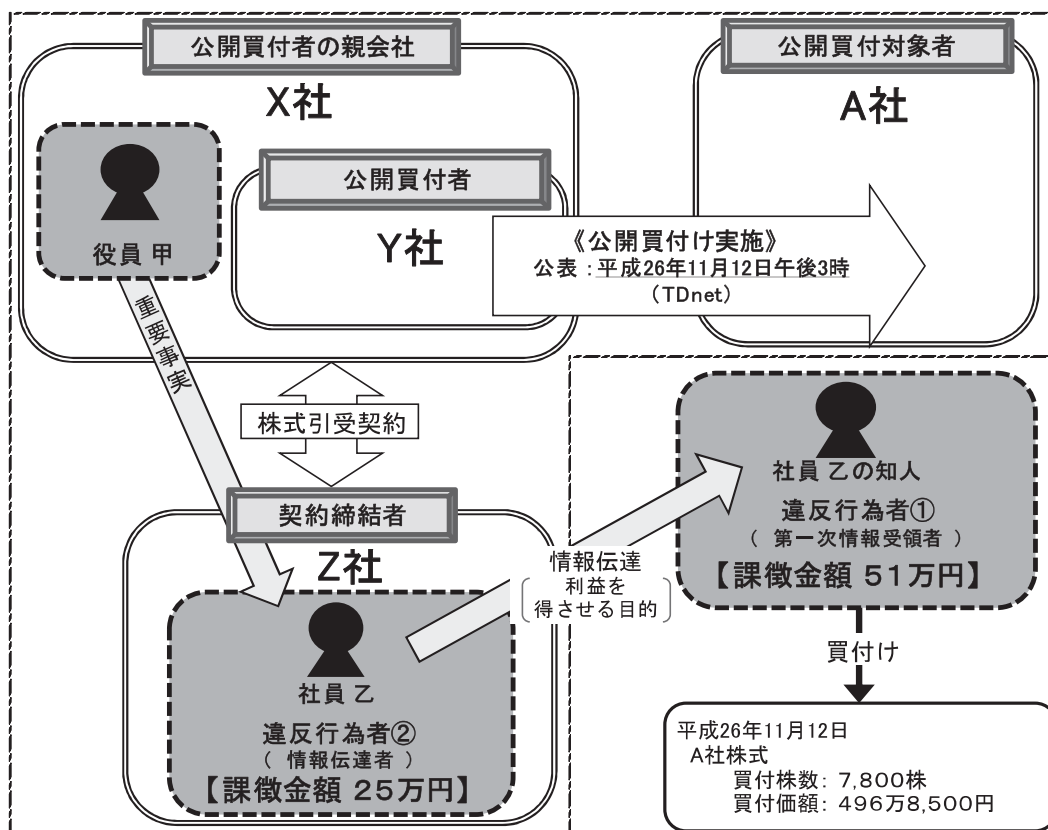
本件は、公開買付者Y社の親会社X社との間で株式引受契約を締結していた会社Z社（公開買付者等関係者）の社員（違反行為者②）が、当該引受契

約の履行に関して知った本件公開買付け等の実施に関する事実を知人（違反行為者①）に利益を得させる目的で伝達し、この伝達を受けた知人（第一次情報受領者）が、当該事実の公表前に公開買付対象者A社の株式を買い付けたという事案であるが、

- ①未公表の公開買付け等事実に基づいて買付けを行った知人の行為は法第167条第3項に、
- ②未公表の公開買付け等事実を知人に利益を得させる目的で伝達した社員の行為は法第167条の2第2項に、それぞれ違反する。

2 特徴

情報伝達・取引推奨規制に違反した者について勧告した初の事案である。



[違反行為の内容及び課徴金額等]

1 違反行為者等

(1) 違反行為者①

社員乙の知人（第一次情報受領者）

公開買付者等関係者の社員（違反行為者②）から伝達された公開買付け等事実に基づいて公表前に買付け

(2) 違反行為者②

公開買付者Y社の親会社X社との間で株式引受契約を締結していたZ社（公開買付者等関係者）の社員乙（情報伝達者）

当該引受契約の履行に関して知った公開買付け等事実を違反行為者①に利益を得させる目的で伝達

(3) 情報伝達・取引推奨行為の該当性

- ・違反行為者②は以前から親しい関係にあった違反行為者①に対して、公開買付け等事実が公表される前にA社株式を買い付けさせることにより、利益を得させる目的で伝達したものと認められるほか、
- ・実際に、情報を受領した違反行為者①がA社株式を買い付けている。

2 公開買付け等事実（適用条文）

公開買付け等の実施に関する事実（法第167条第2項）

3 公開買付け等事実の決定機関・決定時期等

Y社では、通常、事業の拡大に向けた交渉や資本政策等について、社長がその実施に向けた提案や準備の指示等を行っていたことから、Y社における実質的な決定機関は社長であると認められ、本件事実の決定時期はY社の社長が部下に対して本件公開買付けの実施に向けた準備作業を進めるよう指示した平成26年10月1日であると認定した。

4 公開買付け等事実の公表

平成26年11月12日 午後3時 TDnetにより公表

5 公開買付け等事実を知った経緯

(1) 情報伝達者（違反行為者②）が公開買付け等事実を知った経緯

違反行為者②は、平成26年11月12日昼頃、X社の役員甲との定例の会食に出席し、同社との株式引受契約に基づき、Z社の担当者として同社の財務状況等を報告していたが、その際、本件公開買付け等事実を知った。（法第167条第1項第4号）

(2) 第一次情報受領者（違反行為者①）が公開買付け等事実を知った経緯

違反行為者①は、上記の会食直後に違反行為者②に会い、本件公開買付け等事実の伝達を受けた。（法第167条第3項前段）

6 違反行為者①の取引等

- ・平成26年11月12日、自己名義の証券口座で、インターネット注文により、A社株式7,800株を4,968,500円で買付け（全て現物取引）
- ・本件公開買付け等事実の公表後に全株を売却

7 課徴金額

- (1) 違反行為者① 51万円
- (2) 違反行為者② 25万円

8 発生原因等

X社では、インサイダー取引の未然防止に係る規程を設けているが、当該規程の見直しが適切に行われておらず、情報伝達・取引推奨規制の導入に伴う規程の見直しが行われていない。また、本件公開買付けに関し、Y社、X社、A社の間で秘密保持契約が締結されていたところ、X社の役員甲はX社とZ社の株式引受契約の履行における必要性があったとはいえ、情報漏洩を防止するための措置をとることなくZ社の社員乙（違反行為者②）に伝えているなど、インサイダー取引の未然防止に対する認識が十分であったとは言い難い状況が認められた。

こうした中、当該情報を知ったZ社の社員乙が、利益を得させる目的で知人（違反行為者①）に伝達したものである。

4 最後に

インサイダー取引の未然防止の観点からは、各上場会社において、実効性のあるインサイダー取引管理態勢等を整備することが重要であることはいまでもないが、近年、燃費不正問題、杭打ちデータや耐震基準などのデータ偽装といった企業の不祥事が増えている。こうした不祥事を公表する前に主要取引先に内容を連絡することがあり、その未公表の情報を聞いた取引先が株の売却を行えば、インサイダー取引に該当する可能性があることから、このような場合においても厳正な情報管理に努めることが強く求められている。

「月刊日本行政」の読者の皆様におかれては、重要事実に触れる機会があると考えられることから、自らがインサイダー取引を行わないことはもとより、今回の事例集をご覧のうえ、インサイダー取引等の違反行為と最近の傾向をご理解いただきたい。仮に、インサイダー取引等の違反行為を察知された場合には証券監視委に通報いただく等、違反行為の未然防止、早期発見のためにご尽力いただくようお願いする次第である。

（以上）